

「労災かくし」の相談窓口について

「労災かくし」は犯罪です。労働災害に健康保険は使えません。

労働災害の発生事実を隠蔽する「労災かくし」は、労働災害の発生を正確に把握することを妨げ、被災労働者の迅速・適正な保護を図ることができないことにつながります。

山形労働局及び各労働基準監督署では、「労災かくし」に関する事案の相談窓口を設けています。相談窓口は下記のとおりです。



相談窓口

- ・山形労働局労働基準部労災補償課
☎ 023(624)8227
- ・山形労働基準監督署 労災課
☎ 023(608)5257
- ・庄内労働基準監督署 労災課
☎ 0235(41)2675
- ・米沢労働基準監督署 労災課
☎ 0238(23)7120
- ・新庄労働基準監督署 労災課
☎ 0233(22)0227
- ・村山労働基準監督署 労災課
☎ 0237(55)2815

詳しくは、下記リンクをご覧ください。

[労働災害が発生したとき | 厚生労働省](#)

